

消費税増税に伴う運賃体系の改定について

提案理由

現在の片道運賃体系(1ゾーン220円、ゾーン越え加算140円)については、消費税率8%に設定した金額である。2019年10月から消費税率が10%となることに伴い、2%引き上げ分を考慮した運賃体系に改定し、適正な運賃収入での運行を図りたい。

<普通運賃改定案>

(単位:円)

現行普通片道運賃体系(加算額)		A案		B案		C案		D案	
1ゾーン	220	230		220		230		改定なし	
2ゾーン	360 (140)	380 (150)		370 (150)		370 (140)			
3ゾーン	500 (140)	530 (150)		520 (150)		510 (140)			
4ゾーン	640 (140)	680 (150)		670 (150)		650 (140)			

※普通運賃を改定した場合、各定期券は据え置き、回数券は「11枚綴り」のみ改定する。

A案 基本額220円 → $220円 \div 1.08 \times 1.10 = 224円 \div 30 \div 2 = 230円 (+10円)$
 加算額140円 → $140円 \div 1.08 \times 1.10 = 143円 \div 30 \div 2 = 150円 (+10円)$

B案 加算額140円 → $140円 \div 1.08 \times 1.10 = 143円 \div 30 \div 2 = 150円 (+10円)$

C案 基本額220円 → $220円 \div 1.08 \times 1.10 = 224円 \div 30 \div 2 = 230円 (+10円)$

定期券及び回数券は次のとおりとなります。

■通勤定期運賃

乗車区間	1ヶ月	3ヶ月
220円区間	8,250円	23,100円
360円区間	13,500円	37,800円
500円区間	18,750円	52,500円
640円区間	24,000円	67,200円

通勤定期運賃早見表 上段：1ヶ月/下段：3ヶ月 単位：円

箇月	寄居町	白石	落合	御堂	安戸	小川町	ゾーン
1	24,000	24,000	18,750	13,500	13,500	8,250	小川町
3	67,200	67,200	52,500	37,800	37,800	23,100	
1	18,750	18,750	13,500	8,250	8,250	13,500	安戸
3	52,500	52,500	37,800	23,100	23,100	37,800	
1	13,500	13,500	8,250	8,250	8,250	13,500	御堂
3	37,800	37,800	23,100	23,100	23,100	37,800	
1	13,500	13,500	8,250	8,250	13,500	18,750	落合
3	37,800	37,800	23,100	23,100	37,800	52,500	
1	18,750	8,250	13,500	13,500	18,750	24,000	白石
3	52,500	23,100	37,800	37,800	52,500	67,200	
1	8,250	18,750	13,500	13,500	18,750	24,000	寄居町
3	23,100	52,500	37,800	37,800	52,500	67,200	

- ・定期券面の表示ゾーン内は乗降可能です。
- ・通勤定期の通用期間は1ヶ月、3ヶ月となります。

■通学定期券

通用期間	中学生以上	小学生以下
1学期(4月1日~8月31日間)	16,000円	8,000円
2学期(9月1日~12月31日間)	15,000円	7,500円
3学期(1月1日~3月31日間)	11,000円	5,500円
1ヶ月(通用開始日から1ヶ月)	3,900円	1,950円

- ・東秩父村路線内のみ全ゾーン乗降可能です。(イーグルバスの他路線でのご利用は出来なくなりました。)
- ・通学定期の対象者は、小学生、中学生、高校生、大学生、専門学校生です。
- ・通学定期券購入には、学生証または、通学を証明することが出来るものの提示が必要となります。
- ・通塾ではご利用いただけません。(通塾は通勤定期券の購入となります。)

■回数券

220円区間券	11枚綴り 2,200円	17枚綴り 3,000円	29枚綴り 5,000円
360円区間券	11枚綴り 3,600円	18枚綴り 5,000円	29枚綴り 8,000円
500円区間券	11枚綴り 5,000円	25枚綴り 10,000円	
640円区間券	11枚綴り 6,400円	20枚綴り 10,000円	

- ・回数券は乗り継ぎ対応可能となっております。
- ・回数券による乗り継ぎの方法は普通運賃と同じです。(乗り継ぎの運賃支払い方法参照願います。)

協議事項回答書 集計結果

No	ご意見等
1	普通運賃改定案のうち、消費税率引き上げ分（現行運賃×1.01852）に最も近い「C案」を推します。
2	高頻度利用者（定期券・回数券）には、過度の経済的負担にならない様な補助制度についても別途検討しては如何でしょうか。
3	普通運賃改定なしのD案で運行が厳しいのであれば、「B案」が良いと考えます。理由は、小川町駅発の他の2事業者の初乗り運賃180円と比べ、1ゾーン230円が今まで以上に高い運賃と感じられるため。
4	地域公共交通を持続可能なものにするため、地元の理解を得たうえで、消費税率引き上げ分を適正に運賃に転嫁すべきであると考えます。
5	消費税は消費一般に負担されるべき、かつ適正に転嫁され利用者が公平に負担すべきもの、であるが利用者の負担などを十分考慮して決定していただきたい。 参考に、過去の消費税増税時の対応もお示しいただきたい。